

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則
○福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年七月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十五号

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年福島県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

（条例第十一号第九項第二号に規定する規則で定める者）

第十五条の三 条例第十一号第九項第二号アに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- 一 雇用保険法第二十四条の二第二項第一号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて、同法第二十四条の二第二項第一号に掲げる者に該当するもの
- 二 雇用保険法第二十四条の二第二項第二号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第二項第二号に掲げる者に該当するもの

- 三 雇用保険法第二十四条の二第二項第三号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務し

ていた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第二項第三号に掲げる者に該当するもの
2 条例第十一号第九項第二号イに規定する規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。
第八号様式を次のように改める。

第8号様式(第8条関係)

失 業 証 明 書	
住 所 氏 名	
上記の者は、下記の期間失業していたことを証明します。	
年 月 日	
公共職業安定所長 氏 名	
記	
1 求職申込日	年 月 日
2 求職申込日から	日間 (待期日数)
3 年 月 日から } 年 月 日まで }	日間 (申請日数)

注意事項

- 1 この証明書は、申請の都度給付申請書に添付して提出すること。
- 2 この証明書中の求職申込日は、「失業者の退職手当受給資格証」、「高年齢求職者給付金に相当する退職手当受給資格証」又は「特例一時金に相当する退職手当受給資格証」を提示して求職申込みをした日とする。
- 3 第2回目以後の申請に際しては、この証明書中待期日数及び前回までの証明に係る失業の期間の記載は要しない。

第九号様式中

認定日数	日	受講日数	日	通所日数
------	---	------	---	------

日	を	認定日数	日	受講日数
---	---	------	---	------

日	に	「特定職種受講日数」を	通所日数	に	加	算
---	---	-------------	------	---	---	---

る。
 第十号様式の二中「場合に、公共職業安定所」の次に「、地方公共団体」を加え、同
 様式注意事項6中「なお」の次に「、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づ
 き職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいふ」を加える。
 第十号様式の四中「休職」を「求職」に改める。
 第十二号様式を次のように改める。

第12号様式(第8条関係)

移転費に相当する退職手当支給申請書

受給資格者	氏名		※ 受給資格証番号												
	移転前の住所又は居所														
	移転後の住所又は居所														
就職先の事業所 又は公共職業訓練等の施設名	名称														
	所在地														
就職決定年月日 又は入所決定年月日	年 月 日		※ 雇 用 期 間												
移 転 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日		乗車(船)の場所 (出発空港)						下車(船)の場所 (到着空港)						
移転する者の氏名	生年月日	続柄	※ 鉄 道 賃				※船賃		※航空賃		※車賃		※移転料		※計
			距離	運賃	急行料	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額	
本人			km	円	円	円	km	円	km	円	km	円		円	
家															
族															
※ 合 計			/				/		/			km	円	円	
上記により移転費に相当する退職手当を給付してください。 年 月 日						※就職先の事業主から給与される就職支度金						円			
						※ 差 引 支 給 額						円			
福島県知事		〔 福島県教育委員会又は 福島県警察本部長 〕				受給資格者 氏 名						印			

注意事項

- 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1月以内に、支給義務者に提出すること。
 - 2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添付すること。
 - 3 家族欄には、随伴する同居の親族のうち受給資格者の収入によつて生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明するに足りる書類を添付すること。
 - 4 ※印欄には、記載しないこと。
-

第十三号様式を次のように改める。

第13号様式(第8条関係)

求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書

申請書	氏名					性別	男・女	※備考					
	住所又は居所												
訪問事業所	名称	所在地											
福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第8条第9項の規定により上記のとおり、求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会又は福島県警察本部長)													
												申請者 氏名	㊟
※	区間	鉄 道 賃			船 賃		航空賃		車 賃		宿 泊 料 (円)	計 (円)	鉄道距離換算キロ数 (キロメートル)
		距離 (キロメートル)	運賃 (円)	急行料金 (円)	計 (円)	距離 (キロメートル)	運賃 (円)	距離 (キロメートル)	支給額 (円)	距離 (キロメートル)			
	合計												
											求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	円	
											差 引 支 給 額	円	

注意事項

- この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に支給義務者に提出すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

第十三号様式の中に「求職活動支援費（短期訓練受講費）」や「求職活動支援費（短期訓練受講費）」に相当する退職手当の」に改め、同様式注意事項項一中「短期訓練受講費」や「求職活動支援費（短期訓練受講費）」に相当する退職手当」に改める。

第十三号様式の中に「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）」や「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）」に相当する退職手当の」に改め、同様式注意事項一中「求職活動関係役務利用費）」や「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）」に相当する退職手当）」に改め、「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）」に相当する退職手当支給申請書」や「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）」に相当する退職手当支給申請書」に相当する退職手当の」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第十五条の三の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則のそれぞれの規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の相当の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

（職員業務課福利厚生室）